

大阪大学産業科学研究所業績評価委員会内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所に、業績評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、企画立案し、その実施に当たる。

- (1) 教員等の個人業績評価に係る各種データの収集及びデータベースの作成に関すること。
- (2) 教員等の個人業績の評価方法等に関する情報収集及び産業科学研究所における個人業績評価方法に関すること。
- (3) 教員等の個人業績評価の実施に関すること。
- (4) その他教員等の業績評価に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
 - (2) 総務・労務担当の産業科学研究所役員会構成員
 - (3) 産業科学研究所の各研究部門（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた専任教授 各2名
 - (4) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

- 2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、産業科学研究所総務課で行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年6月17日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に委嘱される第3条第1項第4号及び第5号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成18年1月15日までとする。

附 則

この改正は、平成18年6月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。